

前橋市監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、財務部、会計室、選挙管理委員会事務局の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年11月25日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

内 監

令和元年11月25日

前 橋 市 長 山 本 龍 様  
前 橋 市 議 会 議 長 阿 部 忠 幸 様  
前橋市選挙管理委員会委員長 三 橋 彰 様

前橋市監査委員	福 田 清 和
同	田 村 盛 好
同	藤 江 彰
同	富 田 公 隆

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

## 定期監査結果報告書

### 1 監査対象部局

財務部

財政課、資産経営課、収納課、市民税課、資産税課  
会計室  
選挙管理委員会事務局

### 2 監査期間

令和元年10月9日から同年11月25日まで

### 3 監査対象

令和元年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて平成30年度も対象としました。

### 4 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

### 5 監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

#### (1) 財務部財政課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

#### (2) 財務部資産経営課（指摘事項2件）

##### ア 契約事務について（指摘事項）

市有地除草業務及び片付け業務の単価契約において、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。

契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 財産管理事務について（指摘事項）

(ア) 普通財産の管理について

資産経営課が所管する普通財産において、貸付けを行っている土地に複数の工作物が設置されているものがあったが、その設置状況について把握していなかった。

普通財産の管理に当たっては、その使用状況及び維持保全状況を常に把握するとともに、使用者等に対して必要な指示を行うなど、財務規則にのっとり適切な措置を講じるよう改善されたい。

(イ) 普通財産の貸付けについて

資産経営課が所管する普通財産の貸付けにおいて、財務規則第199条第2項では普通財産の貸付けをしようとするときは、契約書によるものとするとして規定しているにもかかわらず、契約書を取り交わさずに使用承認により使用を認めているものがあった。また、財務規則第197条で規定する普通財産の貸付期間を定めておらず、過去に行った使用承認をそのまま継続していた。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(3) 財務部収納課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 財務部市民税課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 財務部資産税課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 会計室

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(7) 選挙管理委員会事務局

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。